

共同生活援助（介護サービス包括型）事業 いこいの村・コスモス寮 運営規定

（事業の目的）

第 1 条 この規定は、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会が設置するいこいの村・コスモス寮（以下「事業所」という）が行う指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業（以下共同生活援助という）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な管理・運営を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする

（運営の方針）

第 2 条 事業所は、利用者が自立を目指し、地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居（障害者総合支援法（以下「法」という）に規定する共同生活を営むべき住居をいう）において入浴、排せつ又は食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする

3 前 2 項のほか、障害者総合支援法に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする

（虐待・身体拘束等の防止に関する事項）

第 3 条 事業所は、利用者の人権を擁護するため、虐待・身体拘束等の防止ため、次の措置を講ずるよう努めるものとする

- （1）虐待防止・身体拘束等に関する委員会の設置。責任者の選定及び設置
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）苦情解決体制の整備
- （4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（事業所の名称等）

第 4 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする

- （1）名称 グループホーム いこいの村・コスモス寮①
グループホーム いこいの村・とくらの家②
- （2）所在地 京都府綾部市十倉名畑町折紙田 1 8 - 1 ①
所在地 京都府綾部市十倉名畑町欠戸 2 0 - 1 ②

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする

(1) 管理者 1人

管理者は、従業者の管理、事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行う

(2) 世話人 人

食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する

(3) 生活支援員 人

入浴、排せつ又は食事等の介護を行う

(4) サービス管理責任者 1人

サービス管理責任者は以下の業務を行う

(ア) 共同生活援助計画を作成する

(イ) 他の指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握する

(ウ) 利用者が自立した日常生活を営むことができるように検討し必要な援助を行う

(エ) 他の事業所等との連携及び調整並びに余暇活動についての必要な支援を行う

(オ) 従業者に対する技術指導・助言を行う

(入居定員)

第6条 事業所の入居者の定員は13人とする

グループホーム いこいの村・コスモス寮① 4人

グループホーム いこいの村・とくらの家② 9人

(主たる対象者の障害の種類)

第7条 事業所において共同生活援助を提供する主たる対象者は、身体障害者・知的障害者とする

(共同生活援助の内容)

第8条 事業所で行う共同生活援助の内容は、次のとおりとする

(1) 共同生活援助計画の作成

(2) 利用者に対する相談

(3) 食事の提供

(4) 入浴、排せつ又は食事等の介護

(5) 健康管理・金銭管理の援助

(6) 余暇活動の支援

(7) 緊急時の対応

(8) 職場等との連絡・調整

(9) その他日常生活に必要な援助、介護

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 共同生活援助を提供した際には、支給決定障害者から当該共同生活援助に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする

2 法定代理受領を行わない共同生活援助を提供した際は、共同生活援助においては、支給決定障害者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特例介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払いを受けるものとする

3 次に定める費用については、毎月その実費を支給決定障害者から徴収する

(1) 家賃(共益費等含む)

コスモス寮 ①月額25,000円(1・2・4号室) ②月額17,500円(3号室)
とくらの家 月額35,000円

(2) 水光熱費、食材費、日用品等については、実費を徴収する

毎月月末で清算し、翌月に利用者に請求書を送付する

(3) 日用品費等日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たって、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得るものとする

5 第2項に規定する額を徴収したときは、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者に対し交付するものとする

6 第3項に規定する額を徴収したときは、現に要した費用に係る証拠書類に基づき支給決定障害者に対して負担を求めることになった金額及びその内訳を記載した書類並びに領収証を当該費用を支払った支給決定障害者に対して交付するものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意すること

1 事業所は、利用者本人の責任で生活する場であり、本人の意思を尊重する

2 利用者のより豊かで充実した生活の実現のため、家族の理解と側面的援助(外泊の受け入れ等)

3 他の利用者との共同生活を前提とした最低限の約束を守る

4 指定共同生活援助を開始する前に、生活の内容、世話人やバックアップ施設の援助の内容、準備物等、具体的に懇切丁寧に説明を行う

(利用者負担額等に係る管理)

第 11 条 事業所は、当該支給決定障害者が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という）を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額（令第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額をいう）を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給指定障害者に通知するものとする

（緊急時における対応方法）

第 12 条 現に共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする

2 協力医療機関又は主治医への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする

（非常災害対策）

第 13 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時に関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする

（苦情解決）

第 14 条 提供した共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする

2 提供した共同生活援助に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村または都道府県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする

3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする

（その他運営に関する重要事項）

第 15 条 事業所は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、資質向上をはかるために研修の機会を次のとおり設けるものとする

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

(虐待・身体拘束等の防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権を擁護するため、虐待・身体拘束等の防止等のため、次の措置を講ずる

- (1) 虐待防止・身体拘束等に関する委員会の設置。責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

第17条 事業所は、利用者に対し適切な指定共同生活援助を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする

2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする

4 事業所は、障害者自立支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする

6 事業所は、利用者に対する共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護を提供した日から5年間保存するものとする

7 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

附則

この運営規定は、2024年（令和5年）4月1日から改正施行する